

株券が**無効**になる日がやってきます!!

「株券不発行制度」とは? 2004年6月に「株券不発行制度」に関する法律が公布されました。2009年(平成21年)6月の一定の日までに現在お手元にお持ちの株券は無効となります。



現在

- お手元の株券(タンス株)
- 保護預かり口座による管理

株券が無効に!



一斉移行後

電子的に管理



次の対応策をおすすめします

その1

「**ほふり**」利用で簡単に株主登録!

その2

「**特定口座**」の開設でさらに便利!

タンス株の特定口座への受入期限は

平成16年12月末までです。

注意:弊社での受入期限は11月末までです。



「特定口座」「株券不発行制度」に関する
ご質問は水戸証券までお気軽にどうぞ!

株券(国内)保管料
無 料!!

Humanilation——信頼のきずな

タンス株をお持ちの方

新制度移行までにタンス株を

入庫する

入庫しない

- ① 無配等の理由で、名義書換をせずに、他人名義のままになっている株券。
- ② 相続で取得した株券で名義書換をせず、被相続人の名義のままになっている株券。



「特定口座」に預入れ

「特定口座」に預入れない

「名義書換」手続き済み

「名義書換」を行っていない

「一般口座」でお預り

- 株式をすぐに売却することができます。
- 株券を盗まれたり、紛失したりする心配がなくなります。
- × お客様ご自身で確定申告を行う必要があります。
- × 取得価額を証明する書類を保管する必要があります。

「特別口座」でお預り

- 株主権が自動的に確保されます。
- × すぐに売却できません。
- × お客様ご自身で確定申告を行う必要があります。
- × 取得価額を証明する書類を保管する必要があります。
- × 複数の銘柄を保有する場合、口座が散らばる可能性もあります。

「特別口座」でお預り

- × 株主権が当然には確保されません。
- × 場合によっては、株主権を完全に喪失する可能性があります。
- × お客様ご自身で確定申告を行う必要があります。
- × 取得価額を証明する書類を保管する必要があります。

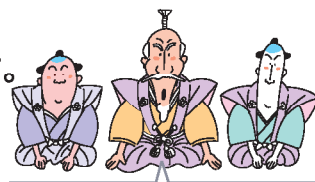
「特別口座」とは・・・

- ★ 一斉移行後、お手元の株券はその価値を一切失うこととなりますが、その株券の発行会社がそれぞれの株主のために特別に開設する口座を「特別口座」といいます。
- ★ ただし、この「特別口座」で管理された株券は流通を目的としたものではない為、すぐに売却できません。
- ★ また複数の銘柄を所有している場合には、口座管理が煩雑になる為、不都合が生じる場合があります。



「特定口座」でのお預かり

- 株式をすぐに売却することができます。
- 株式を売却した時にお客さまご自身で確定申告のための損益計算をする必要がなくなります。
- 取得価額を証明する書類を保管する必要がなくなります。
- 取得日・取得価額が不明な株券の取得価額を確定させることができます。
- 株券を盗まれたり、紛失したりする心配がなくなります。
- 合併や名称変更が発生した際の手続きが簡単になります。



特定口座のメリット

タンス株の特定口座への受入期限は**平成16年12月末**までです。

(年末は混雑が予想されますので、お申込みはお早めに!)

注意: 弊社での受入期限は11月末までです。